明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（二一三）　二

○所得税法施行令の一部を改正する政令（二一四）　七

〔告　示〕

○電子記録債権法第五十一条第一項の規定に基づき電子債権記録業を営む者を指定した件（**内閣府・法務**二）

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（**総務**三八二）

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**五三二）

○保安林の指定を解除する件（**農林水産**一七九二～一七九六）

○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（**経済産業**二二七）

○財団法人日本海事協会から検査を行う事業所について変更の届出があった件（**国土交通**一一九〇、一一九一）

○財団法人日本海事協会から確認、承認及び交付を行う事業所について変更の届出があった件（**同**一一九二）

○財団法人日本海事協会から審査及び検査を行う事業所について変更の届出があった件（**同**一一九三）

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一九四～一九七）

○海上における射撃訓練等を実施する件（**同**一九八）

○指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**岡山県公安委**一六一）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

日本工業規格（経済産業省）

国家試験

平成二十二年度旧司法試験第二次試験論文式試験合格者（司法試験委員会）

〔資　料〕

平成二十二年八月中国際収支状況（速報）及び平成二十二年四～六月中国際収支状況（確報）（財務省）

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

企業年金基金変更関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第二一三号）（総務省）

1　平成二三年四月一日から高崎市を地方自治法第二五二条の二二第一項の中核市として指定することとした。

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇所得税法施行令の一部を改正する政令（政令第二一四号）（財務省）

1　相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算方法について、次のとおり定めることとした。（第一八五条関係）

㈠　居住者が支払を受ける平成二二年改正前の相続税法の対象となる年金（以下「旧相続税法対象年金」という。）に係る総収入金額又は必要経費の算入額の計算

(1)　当該旧相続税法対象年金については、その年金の額のうち確定年金、終身年金、有期年金、特定終身年金又は特定有期年金の種類に応じて、その支払開始日における残存期間年数又は余命年数と当該年金の支払総額又は支払総額見込額を基に計算した支払年金対応額の合計額に限り、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入することとした。

(2)　1㈠(1)の総収入金額に対応する必要経費は、当該生命保険契約等に係る支払保険料のうち、当該総収入金額算入額に対応する部分とすることとした。

㈡　旧相続税法対象年金以外の年金に係る総収入金額又は必要経費の算入額の計算

(1)　当該年金については、その年金の額のうち確定年金、終身年金、有期年金、特定終身年金又は特定有期年金の種類に応じて、当該年金に係る相続税評価割合と当該年金の支払総額又は支払総額見込額を基に計算した支払年金対応額の合計額に限り、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入することとした。

(2)　1㈡(1)の総収入金額に対応する必要経費は、1㈠(2)に準ずることとした。